

北海道行政書士会十勝支部

とがち

支部だより

令和3年1月号

年初ご挨拶

北海道行政書士会十勝支部長 谷川 秀治

令和3年を迎えまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

昨年1月に国内での感染者が出て以来、国内外を大きく揺らす騒動となってしまった「コロナ禍」ですが、いまだ収束のメドも立っていない中、通常業務の傍ら、コロナ対策における各種業務について、市民の皆さんの負託に応えるべく、奮闘されていることに敬意を表する次第です。

当支部の行事も軒並み中止となっしまい、恒例の「新春セミナー」「交礼会」も開くことが出来ず、斯様なご時勢とは言え、心苦しいところです。

そのような状況ではありますが、2月23日に「行政書士記念日無料相談会」だけは、何とか開催をする方向で、担当部署が感染対策をあれこれ検討しながら、準備をすすめております。例年より多少窮屈な相談会になるかもしれませんが、多くの市民に行政書士の存在を知ってもらい、市民が日頃抱えている『お困りごと』『これからの道すじ』等の解決に少しでも応えていける相談会にしたいと考える所存です。

どうか、会員の皆様におかれましても、日頃の相談業務に合わせ、同相談会のPRにもお力を貸していただきますようお願い申し上げます、年初のご挨拶とさせていただきます。

無料相談会

2月23日(火・天皇誕生日)、帯広駅南口所在の【とがちプラザ】大集会室において、恒例の「行政書士記念日無料相談会」を開催します。

昨年2月に同相談会を最後に、行政書士が参加する相談会は、秋の「行政評価監察局」の相談会で関与した以外は、すべて中止となったことから、市民の皆さんの動向も気になるところです。また、こうした相談会が行われていないことから、多くの市民の方が来所されるのではないかと想定し、コロナ感染拡大防止対策を採って、開催すべく広報監察部では、案を練っています。

現時点では、人数制限等は行わないものの、不特定多数の方が一箇所に集まらないように、

ソーシャルディスタンス確保のため、行列マーカーの設置をし、順次受付後に整理券を発行し、相談開始時刻に再び来場していただく方法とします。受付場所には、体温計・消毒液の設置をした上、相談コーナーのテーブルには、飛沫飛散防止のパーティションを置き、相談者・応談者とも安全性に配慮するように計画しています。



9月号でもお知らせしましたとおり、各種の相談会が中止になったあおり分が集中するような気もします。そうしますと相談員として会員の皆様のお力が是非とも必要となってきます。その際は、ご協力のほどお願いしたいと思いますが、どれだけの方が来場されるか未知数でもあります。できる限り来場者の期待に応えるために、若干名の予備相談員の登録をしたいと考えています。

当日、声掛けした時点で参加することが可能な会員におかれましては、あらかじめ事務局に登録をしていただきたく、お願いいたします。予備相談員登録ご希望の会員におかれましては、2月19日(金)午後5時まで事務局あて御連絡をくださいますよう、お願いします。

最近の動き

近年、「空き家」対策に関する各界の動向を耳目にされている方は多いのではないのでしょうか。「空き家」が増加することにより、様々な問題～侵入犯罪・放火被害・災害時の支障など～枚挙に暇がないところです。関係各所でも記事末尾掲載のパンフレットのように「空き家」対策の資料を配布する等してPRに懸命ですが、多くの「空き家」や「空き地」は、所有者の存在が不明なものが多く、なかなか解消につながることはないのが、事実のようです。

持ち主は不老不死ではなく、また法人であってもキチンと承継されずに放置されてしまうものもあります。どのように経過をたどっても、相続問題や事業承継問題につながることでありますが、私たちの業務に密接につながるものが多いことから、北海道会でも(もちろん、連合会においてもです。)今後「空き家及び管理不全土地問題」に関して取組みを行っていくような動きがみられることから、普段の業務に関連する会員、今後こうした取組みに興味をお持ちの会員の皆様のために、少し解説を行いたいと思います。

なお、この解説中、業際に絡む問題も含まれていますので、ご留意いただきお読みください。

まず、おさらいを含めて、行政書士の業務から見ていきましょう。

行政書士法では、『行政書士は、他人の依頼を

受け報酬を得て、官公署に提出する書類(カッコ内省略)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする(法第2条の1)。』とあります。

さらに、①官公署に対してする書類提出や許認可において行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において当該官公署に対してする行為の代理をすること、②審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成すること(ただし、特定行政書士のみ行える業務)、③行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること、④行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずることが、主なる業務となっています。

これをふまえて「空き家」や「空き地」の問題に照らして考えると、次のような業務が実施できるものと思われます。

- ㊦(推定)相続人範囲特定のための関係図作成
- ㊧遺言書原案作成
- ㊨遺産分割協議書作成
- ㊩認可地縁団体設立
- ㊪農地法の規定による許可申請・届出
- ㊫農地現況証明願
- ㊬森林法の規定による許可申請・届出
- ㊭国土利用計画法土地売買届

北海道会では、適切な管理が行われていない所有者不明等の空き家等・空き地が全国に多数存在しており、治安や景観の悪化、防災対策の機能低下、良好な街並みの維持に支障をきたすことが多いことから、社会問題化が顕著となっていることもあり、【空き家等対策委員会】が設けられ、空き家空き地の問題に積極的に取り組む方針が打ち出されています。

同委員会では、北海道全体の動きを統一して活動するための方策を次のように打ち出しています。

- ㊸ 市町村と緊密な連携のもと、所有者名義人等や相続人の確認及び探索等を行う。
- ㊹ 空き家・空き地等の推定相続人あるいは所有者本人より事前整理の相談がある場合は、市町村と連携して解決にあたる。
- ㊺ 市町村と連携して空き家・空き地を利活用

- 一言： 11月1日付で登録となりました金田です。行政書士、整理収納アドバイザーの資格を活かして遺品整理や家の片付け、遺産相続手続き等お客様に寄り添うことを心掛け取り組みたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

～令和3年1月入会～

氏名：^{きた}喜多 ^{あけみ}朱美
事務所：帯広市西22条南4丁目21番45
電話：070-8316-5738

- 一言： 令和3年1月1日付で登録となりました喜多と申します。
前職では、長く研究活動を行っておりました。行政書士とは対照的な分野から参りましたが、研修会などに積極的に参加して、新しい気持ちで一からチャレンジしていこうと思っております。
よろしくお願いいたします。

新入会員の皆さん、ご自分のそれぞれ強みの分野はどんなところでしょう。それともどんな分野で活動していこうと思っていらっしゃるでしょうか。

これからのご活躍を祈念しています。

成年後見へのお誘い

9月号でもお知らせしましたが、再びお知らせさせていただきます。

北海道行政書士会には、成年後見が広く利用され、その利用者の福祉増進に寄与することを目的に、平成21年7月に【北海道成年後見支援センター】が設立され、行政書士会の定める研修を経て入会のできる組織を設けています。

現在会員は、道内に140人余りの加入がありますが、ここ十勝(十勝帯広支部と言います。)では、わずか5人しかいません。

近年成年後見の申立は増加傾向にあり、帯広市や周辺町村が養成する「市民後見人」ではまかないきれない状況になりつつあります。

国民の権利を守る大切な「業務」として成年後見に携わってみませんか。今後、法人後見にも対応するよう、制度構築中です。初めての方に

もセンターと共に進められるようになる予定です。
詳しくは、北海道成年後見支援センター十勝帯広支部鈴木政昭までお問い合わせください。

※事務所所在地・補助者情報に変更等がありましたら、事務局までお知らせください。

※日本行政書士政治連盟の加入は、お済でしょうか？加入申し込みは、事務局まで。

編集後記

「コロナ禍」は、一向に静まる気配がありません。何かどこか厚いオブラートに包まれているのか、先の見通しができないまま、人々や経済の往来が細っていき、「日本」という(他の国もそうなのかもしれない…)国が風前の灯火になってしまうのではないかと思います。世の動きにそのまま流されるわけにはいきません。

コロナを正しく「知り」「恐れ」「対応する」ことが必要です。決して、このままの状態が続くわけもなく(作為的に「何か」は起こるかもしれません。)、やはり毅然と行動することにかかっているのだと思います。

皆様のお手元に届く頃には、経過していると思いますが、今年の節分は、地球の公転周期によって、二十四節気が微妙に調整されて、立春が2月3日になることから、124年ぶりに2月2日だそうで、カレンダーを見てびっくりした方もいらっしゃると思います。「豆まき」は2日、コロナを含めて『邪気』払い済みましたでしょうか。

前号にも記しましたが、平穩が早期に訪れますことを祈りつつ、発送作業等が遅れてしまい申し訳ありませんが、1月号をお届けします。

発行日 令和3年1月31日
発行人 谷川 秀治
編集人 渡部 亮介・鈴木 政昭
発行所 北海道行政書士会十勝支部
事務局 帯広市東3条南25丁目1番地2
行政書士佐藤芳夫事務所
TEL 0155-67-1777
ホームページ <http://tokachi-gyosei.com>
印刷所 東洋株式会社